

論文

リスク社会における自由の考察

— 不可視化する自由とリスク —

本 柳 亨*

はじめに

現代社会は至る所にリスクが潜んでおり、リスクが遍在する社会である。自然災害というリスク、犯罪というリスク、病というリスク等、リスク社会では、あらゆる損害が、誰にでも降りかかる可能性のある「リスクの問題」として顕在化する。

リスク社会という社会認識の浸透と共に、リスクに対する不安が上昇している。内閣府の「国民生活に関する世論調査」によれば、「日常生活で悩みや不安」を感じている人は69.5%にも上る [内閣府 2007]。生活に対する不安の上昇は、「生の安全」を過度に強調し、「生の安全」と「自由」を同一視する社会への傾斜を後押ししている。

「生の安全」と「自由」の同一視は、リスク社会に特有の認識ではない。「他人による暴力」を自由に対する最大の脅威と捉え、社会成員の生命維持を最大の目的としたホップズの自由概念が示しているように、「生の安全」と「自由」を等価とする傾向はこれまでも存在した。しかし、予防的措置の極大化を背景とした「生の安全」の強調は、これまでの社会認識とは非連

続的な様相を呈している。その非連続性を明らかにするためには、リスク社会における自由を再考し、「生の安全」がいかなるものであるのかを吟味することが必要であろう。

本論文では、リスク社会という社会認識を背景に自由について考察する。リスク社会における自由を論じる上で、着目する現象は二つある。

まずは、「個人化」と呼ばれる現象である。個人化は、「人間の人生があらかじめ決められた状態から解き放たれたこと」であり、「人生の成り行きが個々人の課題として個人の行為にゆだねられているのだということ」を意味している [Beck 1986: 216=1998: 266-267]。個人化は、伝統的な制度や拘束から個人を解放する一方で、リスク管理の主体としての役割を個人に求める。すなわち、個人化の両義性は、「選択肢の拡大」を確保した上で、「自己責任」という負担を個人に背負わせることにある。この個人化による「選択肢の拡大」は、個人の自由の拡大を意味するものなのであるうか。

次に着目する現象は、「アーキテクチャによるリスク管理」である。アーキテクチャによるリスク管理とは、「物理的に作られた環境」

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程4年

[Lessig 1999=2001: 154] によってリスクを強制的に排除する手法である。この手法は、サイバースペースはもとより、ショッピングモールやテーマパークに代表される消費空間、さらにはゲートッド・コミュニティに代表される居住空間にまで、ありとあらゆる空間に拡大している。物理的に設定された環境そのものによってリスクを強制的に排除することと、個人の自由は両立するものなのであろうか。

これら二つの現象を考察するにあたり、二人の思想家の自由概念を取り上げる。パーリンとホブズの自由概念である。

個人化における自由については、「どれぐらい多くのドアが開かれているか」[Berlin 1958=1971: 58]、すなわち、選択肢の量の問題を重視したパーリンの自由論を批判的に展開しながら考察する。

アーキテクチャによるリスク管理と自由については、「生の安全」を何よりも重視したホブズの自由論に依拠しながら考察する。ホブズは、自由とは「外的障害が存在しないこと」[Hobbes 1991=1992 [一]: 216] であると述べる一方で、「自由と必然は両立する」[Hobbes 1991=1992 [二]: 88] と主張している。この一見矛盾したホブズの議論を糸口に、アーキテクチャによるリスク管理と個人の自由について考察する。

本論文の目的は、パーリンとホブズの自由に対するまなごしを軸に、リスク社会における自由の輪郭を明らかにすることである。「リスク社会」と呼ばれる社会で、われわれが手にしている自由とは、いかなる形の自由なのであろうか。パーリンとホブズは、「障害が存在しないことが自由である」と主張する消極的自

由論者として共通する一面を持つ。パーリンの消極的自由論と、自由と強制をめぐるホブズの自由論の双方から自由を捉え直すことによって、リスク社会における自由を立体的に素描する。

1. 二つのリスク管理

1-1. リスク社会の進展

まずは、ベックの議論に依拠しながら「リスク社会」について整理しておこう。

ベックは近代化を「単純な近代化」と「再帰的近代化」の二つの段階に区分している。近代化の第一段階である「単純な近代化」に対応するのが、「産業社会」である。この産業社会において、リスクはまだ公の問題や政治闘争の焦点にはなっておらず、生産活動に伴う「残余リスク」として正当化されたままであった。しかし、産業社会がもたらす脅威が、公的、政治的、私的な論争や利害衝突を左右するようになる。富の生産よりもリスクの処理・再分配に優先順位を置く「リスク社会」が誕生する [Beck 1986=1998]。

リスク社会では、経済や科学技術の発展が生み出すリスクを「どのように管理、暴露、包容、回避、隠蔽するか」[Beck 1986: 26=1998: 25] が公の問題となり、リスクは「人間の行動や不作為を反映したものとして扱われるようになる」[Beck 1986: 300=1998: 376]。従来のリスクが、地域的で、制御可能で、可視的なものであったのに対して、リスク社会におけるリスクは、グローバルで、制御不可能で、不可視的なものとして特徴づけられる。

ルーマンによれば、ベックのリスク概念は「リスク (Risiko) / 安全 (Sicherheit)」の図式

に基づいており、リスクを低減することによって、より完全な安全性に到達することができるという考えを前提にしている。それに対して、ルーマンは、「安全の不在」を出発点とし、「リスク (Risiko) / 危険 (Gefahr)」という区分を用いて、社会を観察するべきであると主張する [Luhmann 1991=1993]。

リスク社会で扱われる問題は、因果関係があまりにも複雑で境界線が引きにくく、事態の行方を予測することができない性質を持つ。リスク社会では、絶対的な安全も、リスクの伴わない意思決定も存在しないのである。己の決定そのものがリスクを生み出し、リスクに対処するあらゆる企てが、新たなリスクの原因となる。

では、リスクと危険の違いとは何なのであるか。ルーマンによれば、未来の損害が自己の選択の結果として、自らの責任に帰せられるものを「リスク」と呼んでいる。それに対して、未来の損害が自己の責任とは無関係に、自己の外部に帰せられるものを「危険」と呼んでいる [Luhmann 1991=1993: 21-2]。リスクと危険を区別する際に重要なのは、損害の種類や大きさではなく、「観察者がある損害をどのように帰責するか」なのである。

1-2. リスク管理の個人化

ベックはリスク社会論と平行して個人化論を論じており、個人化を「解放の次元」、「呪術からの解放の次元」、「統制ないし再統合の次元」の三つの次元に区分している [Beck 1986: 205-219=1998: 252-71]。第一の次元である「解放の次元」は、伝統的な拘束からの解放を、第二の次元である「呪術からの解放の次元」は、行為の規範となるよりどころが失われたことを

意味している。個人化の最後の次元である「統制ないし再統合の次元」は、バラバラになったはずの個人が、労働市場や教育制度のようなマクロな制度によって統合されていくことを意味している。

ベックによれば、リスクの管理、処理、分配は、個人化の過程をその背景としている。個人化とは、「人生が『自己内省的に』」になっていることを。そして、社会的にあらかじめ与えられた人生が、自分で作っていく、そして作っていかなくてはならない人生へと変換されていること」 [Beck 1986: 216=1998: 267] である。この個人化の過程で、制度は「個々人の人生の外側にあるものと考えられていたが、ここでは個々人の人生の内部にあるものと見なされる」ようになる [Beck 1986: 210=1998: 259]。

しかし、ベックの個人化とは、単に制度一般からの解放を意味するものではない。個人化により、伝統的な結びつきや扶助関係からは解放されるが、それと引き換えに、教育システム・社会保障システム・職業システム・マスメディア等を通じて標準化と管理を強いられるのである [Beck 1986: 211=1998: 260]。

個人化が強制する管理とは、具体的に何を意味するのであろうか。それは、市場原理に基づいた管理である。

「個人化は、人間が人生を営む上で、あらゆる次元において市場に依存することを意味する」 [Beck 1986:=1998: 261]。

ケインズ主義的福祉国家政策に代わり、新自由主義政策が推し進められる現在の日本において、市場原理に基づいた個人化は、その勢いを増している。

今日、世界的な規模で福祉国家政策の揺らぎ

が起きているが、この揺らぎは、1979年のイギリスにおけるサッチャー政権の誕生と、その翌々年のアメリカにおけるレーガン政権の誕生に由来するものである。サッチャリズムとレーガノミックスは、政府が市場に介入し、総需要の拡大を図るケインズ主義的福祉国家政策を攻撃し、「新自由主義」と呼ばれる経済政策を主張した。この新自由主義とは、経済を市場に委ね、政府支出を抑制することによって、「小さな政府」の実現を目指す主張である。サッチャリズムとレーガノミックスの影響下にある日本でも、1980年以降は脱福祉国家への動きを加速させている [富永 2001]。

福祉国家の機能低下と新自由主義の台頭によって、社会政策の目標は、「規律訓練の主体」の創出から「リスク管理が可能な主体」へと移行している [酒井 2001; 渋谷 2003]。社会保障制度の市場化により、個人による私的保険への加入やセキュリティ商品の購入は増加し、個人による健康と安全の自己管理が要請されている。福祉国家の保護から抜け出した個人は、リスク管理を自己責任で引き受けざるをえないのである [渋谷 2003: 48-9]。個人にライフスタイル選択の権利を付与すると同時に、個人によるリスク管理の強制が進んでいる。「近代の到来によって、身分の他律的決定の時代は去り、衝動的、強制的自己決定の時代にはいった」 [Bauman 2000=2001: 42] といえよう。

リスク管理の個人化が進んだ社会では、不確実性に基づいた己の選択に帰責される「リスク」の領域が拡大し、己の外部に帰責される「危険」の領域が縮小している。つまり、未来の損害の帰責される対象が、神や自然や宿命といった自己の外部から、自己の内部に取って代

わられているのである。

リスク発生に関与した者は、たとえそれが自己の行為によるものでなくても、責任を問われる可能性を否定することができない。個人の選択の帰結は、個人が背負い込まなければならなくなり、予測不可能で帰責不能なリスクは、個人の管理に委ねられる。個人化の両義性は、「選択肢の拡大」を確保した上で、「自己責任」という負担を個人に背負わせることにある。個人化の過程で、「新しい形態の『責任の配分の仕方』」 [Beck 1986=1998: 269] が生じているのである。

1-3. アーキテクチャによるリスク管理

リスク管理を個人の自己決定に完全に委ねる「個人化」とは対照的に、個人の抱えるリスクを強制的に排除するのが、アーキテクチャによるリスク管理である。

サイバー法を専門家とするレッシグによれば、社会を規制する手段には、法・規範・市場・アーキテクチャの四つのモードがある。法は「刑罰の脅し」 [Lessig 1999=2001: 430] を通じて、規範はコミュニティのまなごしを通じて、市場は価格を通じて、アーキテクチャは「物理的に作られた環境」 [Lessig 1999=2001: 154] を通じて、社会を規制する。この中でレッシグは、アーキテクチャによる規制に着目している⁽¹⁾。特に、サイバースペースでは、アーキテクチャを設定することが容易であるため、行為の制約条件を任意に作り出すことができるのである。

環境そのものを物理的に改変することによる規制は、サイバースペースのみならず現実世界でも、われわれの行為可能性を制約する存在と

して大きな影響を持ち始めている。特に、予測可能性を追求するテーマパーク、あるいは、テーマパーク化が進むショッピングモールなどの消費空間で台頭している。

テーマパークにおいて、アーキテクチャによるリスク管理を徹底化させているのが、ディズニーランドである。「非日常性の体験」を商品として提供するディズニーランドは⁽²⁾、完成度の高い非日常性を演出するために、アーキテクチャを導入している。

園内の至る所に存在する池・噴水・花壇は、美的景観の維持を目的すると同時に、利用者の行動を誘導する働きをしている [Shearing and Stenning 1985: 344]。利用者の行動範囲を厳しく制限する物的障害は、利用者の予測不可能な行為を未然に防止しようとするものである。テーマパーク内で利用者が感じる驚きや危険も、予測可能な範囲内のものなのである。

こうしたアーキテクチャによるリスク管理は、利用者のみならず、アトラクションや従業員の動きにまで及んでいる。予期せぬものを徹底して排除することによって成立する非日常性の強度は、利用者に対する管理の強度と比例した関係にあるといえよう。

一方、大型化・多目的化が進むショッピングモールは、積極的にテーマパーク的要素を取り入れている。「ディズニーワールドのような観光地はショッピングモールとなり、ショッピングモールの側は、アミューズメントパークになるだけでなく、観光地となっている」 [Ritzer 1998=2001: 262]。お台場ヴィーナズフォートや六本木ヒルズ、表参道ヒルズに代表される大型ショッピングモールは、非日常性を提供する観光地化が進んでいる。

ショッピングモールにおいて、「アーキテクチャは、店の周囲で座り込んだり、立ち止まったりするのを防ぎ、人の流れを留まらせないように設計されている」 [Barber 2001: 204]。アーキテクチャを設定することで、利用者は外部空間や舞台裏を見ることなく、非日常性を享受し、主催者側の予測範囲内の消費行動を主体的に実行するのである。

ショッピングモールは、様々な娯楽施設を併設しており、多目的型公共空間として機能しているかのように見える。しかし、ショッピングモールは、一般社会から隔絶した、「プライベートピア」 [Barber 2001: 204] と呼ばれる私的な公共空間と化している。プライベートピアの構築のために、非日常性を乱すもの、安全を脅かすものは、アーキテクチャによる管理の下、「社会的汚染」 [Urry 1995=2003: 313]⁽³⁾ として徹底的に排除されている。

こうしたアーキテクチャによるリスク管理は、セキュリティ・テクノロジーとの融合が進んでいる。現在個人の行動は、データとして随時蓄積されており、その蓄積された「データとしての個人」によって個人の行動は管理されている。データ化された個人は、あらゆる空間に遍在し、個人の行動を監視する⁽⁴⁾。物理的空間の安全と情報空間の安全の二つの次元から監視を強化することによって、アーキテクチャは人々の行動に対する予測可能性を拡張している。

2. 個人化における自由

2-1. 消極的自由と積極的自由

個人化における自由を考察するために、まずは、その後の自由論に多大な影響を与えたバー

リンの議論を検討しよう。

バーリンは「二つの自由概念」[Berlin 1958=1971]において、自由の一つの重要な区分を導入している。それは、「消極的自由」と「積極的自由」という区分である。

消極的自由とは、「わたくしが自分のする選択を他人から妨げられないことに存する自由」[Berlin 1958=1971: 320]であり、「他者からの干渉の不在」を意味している。消極的自由では、「他者が介入し得ない領域は自分にどれだけあるのか」が問題となる。これに対して、積極的自由とは、「ひとが自分自身の主人であることに存する自由」[Berlin 1958=1971: 320]であり、「自己支配」を意味している。積極的自由では、「自己の支配者は誰なのか」が問題となる。

バーリンは、消極的自由と積極的自由を対比させた上で、積極的自由が強制的自由へ転化する危険性を孕んでいることを主張する。積極的自由では、高次の自我である「理想的な自我」が、低次の自我である「経験的自我」を支配することによって自由が実現すると見なされる。理想的な自我が、「制度、教会、国民、人種、国家、階級、文化、政党」[Berlin 1958=1971: 66]などの外的権威へ同一化した時により高い自由が実現すると解されるようになると、経験的自我を犠牲にすることが、自由という名のもとに、正当化されてしまう⁽⁵⁾。かくして、バーリンが「魔術的な変換」[Berlin 1958=1971: 324]と呼ぶように、積極的自由は、強制的自由へと転化するのである⁽⁶⁾。

また、積極的自由には、「内なる砦への退却」[Berlin 1958=1971: 325]の危険性があることも、バーリンは指摘している。「内なる砦への退却」

とは、「達成できないものは欲しない」[Berlin 1958=1971:326]と決心し、自己の実現不可能な意志や欲望を消去してしまうことである⁽⁷⁾。積極的自由の視点から眺めるならば、内なる砦へ退却すればするほど、自己支配はより完全なものになる。しかし、消極的自由の視点から眺めるならば、「禁欲的な自己否定は誠実さや精神力の一源泉ではあるかもしれないが、どうしてこれが自由の拡大と呼ばれうるのかは理解しがたい」とバーリンは積極的自由を批判する[Berlin 1958=1971: 334]。

消極的自由を擁護する理由として、バーリンは、消極的自由が「より真実で、より人間味のある理想」であることを主張している。「より真実である」のは、「人間の目標は多数であり、そのすべてが同一単位で測りうるものではなく、相互にたえず競いあっているという事実を認めているから」である。また、「より人間味がある」のは、「ある高遠な、とりとめのない理想の名において、人間から、かれらの人間としての生活に欠かしえないと思われる多くのものを奪い去ることをしないから」である[Berlin 1958=1971: 389]。

かくして、バーリンは、第一に、価値の多元性を認めており、第二に、とりとめのない理想により自由を抑圧することがない、という理由から、「…への自由 (freedom to)」と呼ばれる積極的自由よりも、「…からの自由 (freedom from)」と呼ばれる消極的自由の優越性を主張するのである⁽⁸⁾。

2-2. 個人化の両義性

それでは、市場原理に基づいた個人化による「選択肢の拡大」が個人の自由を拡大するもの

なのか否かを、バーリンの自由論を批判的に展開しながら考察しよう。

「どれぐらい多くのドアが開かれているか」[Berlin 1958=1971: 58]という選択肢の量の問題を重視するバーリンの消極的自由論に対しては、いくつかの批判がある。

消極的自由に対する批判としては、第一に、バーリンが選択肢の質を軽視している点が挙げられる。テイラーによれば、自由にとって重要なのは、選択肢の量を意味する「機会概念」ではなく、選択肢の質を意味する「行使概念」である。バーリンの消極的自由には、この「行使概念」が欠けているとテイラーは厳しく批判する[Taylor 1979]⁽⁹⁾。

消極的自由に対する批判としては、第二に、バーリンが「自由」と「自由の行使の条件」を区別している点が挙げられる。「扉が外部から閉ざされていないことと、行為者がその扉に実際にアクセスすることができるかどうかは明らかに別の事柄であり、外的な干渉の不在は、行為者がその選択肢を実現しうる状態にあるということを必ずしも保障しない」[齋藤 2005: 35]。消極的自由を万人に付与することと、その実効的な行使の条件を平等に保障することは異なるものではないのである⁽¹⁰⁾。

バーリンの消極的自由に対する批判から、個人化における自由を再考すると、単なる選択肢の拡大は個人の自由の拡大に直結していないことが明らかになる。

テイラーの見解には、個人が選択肢の質を正當に判断することが可能なのかという疑問は残るものの、「自由の問題を選択肢の量の問題に還元することはできない」というその主張には説得力がある。「選択肢の拡大」を担保に「自

己責任」を要求する、リスク管理の個人化の論理は、自由の問題を選択肢の量の問題に還元することによって初めて成立する破綻した論理であることが理解できよう。

また、「自由」と「自由の行使の条件」をバーリンが区別しているという批判も的を射た見解である。私的保険やセキュリティ商品は多種多様で、各リスクに対する選択肢は充実している。しかし、市場原理に基づいた選択肢の拡大は、その選択肢にアクセスできる人間を限定してしまう。そのため、選択肢にアクセスできる「リスク管理が可能な人間」と、選択肢にアクセスできず「リスク管理が不可能な人間」の二極化が進んでいる。つまり、仮に量的・質的に充実した選択肢が用意されていても、それらの選択肢にアクセスする「自由の行使の条件」が整備されていないのならば、自由な状態とはいえないのである。

3. アーキテクチャによる規制と自由

3-1. ホブズの自由

続いて、アーキテクチャによるリスク管理を考察するために、ホブズの自由論を検討しよう。

ホブズによれば、自由とは、「外的障壁が存在しないこと」[Hobbes 1991=1992 [一]: 216]を意味しており、この定義は、「非理性的な非生命的な被造物」[Hobbes 1991=1992 [二]: 86]にまで当てはめることができる。しかし、人間の場合は、「かれが、しようという意志、意欲または性向をもつものごとを、おこなうにあたって、とどめるものをなにもみいださない」[Hobbes 1991=1992 [二]: 87]ことが自由なのである⁽¹¹⁾。

ホッブズは、『リヴァイアサン』の第十四章「第一と第二の自然法について、および契約について」の中で、次のように述べている。

「著作者たちがふつうに自然権とよぶ自然の権利とは、各人が、かれ自身の自然すなわちかれ自身の生命を維持するために、かれ自身の意志するとおりに、かれ自身の力を使用することについて、各人がもっている自由であり、したがって、かれ自身の判断力と理性において、かれがそれに対する最適の手段と考えるであろうような、どんなことでもおこなう自由である」[Hobbes 1991=1992 [一]: 216]。

ここでホッブズは、自然状態における人間の自由を宣言している。各人は己の生命のためには何をしてもよいのであり、どのような障害も、「かれが自分にのこされた力を、かれの判断力と理性がかれに指示するであろうように、使用するのをさまたげることはできない」[Hobbes 1991=1992 [一]: 216]。ホッブズによれば、いかなる障害や強制があろうとも、自由を意志する個人の判断力や理性を規制することはできないのであり、原理的には、どのような状況においても個人の自由は存在するのである。

しかし、自然状態における自由を行使することと、自己の生命を保存することは、必ずしも両立するものではない。この一見矛盾した議論を解決するために、ホッブズは、「基本的自然法」と「第二の自然法」を提示するのである。

まず、「基本的自然法」では、第一に、各人が平和を獲得する望みが存在する限りはそれを追求することを、第二に、平和を獲得できない時に限り、戦争を含めたあらゆる手段を利用し

てもよいということを主張する。次に、「第二の自然法」では、平和と自己防衛のために必要だと思ふ限り、他人と同程度の権利を放棄し、他人と同程度の自由で満足すべきであることをホッブズは主張する [Hobbes 1991=1992 [一]: 217-218]。

どのような状況においても、本来人間には自由が存在するという「自然的自由」を主張する一方で、ホッブズは、主権者の下で合理的に行うべき限り、生命の維持は保障されると考えている。こうした社会状態における自由を「社会的自由」と呼ぶことができる。各人が自己の生命の保存を貫徹するために「自然的自由」を行使するならば、「万人の万人に対する闘争」が生じてしまう。この「万人の万人に対する闘争」を回避し、自己の生命の保存を確保したいのならば、自然状態における「なにごともしよう自由」の一部を主権者に譲渡しなければならないのである。

では、その主権者とはどのような人間なのか。

「人格とは、『かれのことばまたは行為が、かれ自身のものとみなされるか、あるいはそれらのことばまたは行為が帰せられる他人またはなにか他のものことばまたは行為を、真実にまたは擬制的に代表するものとみなされる』人のことである」[Hobbes 1991=1992 [一]: 260]。

ホッブズは、主権者の根拠を神に求める王権神授説を否定し、全成員の意志を代表する「人格」が主権者であると主張する。さらに、ホッブズは、主権者が唯一の立法者であることも主張する。君主政治であろうと、民主政治であろうと、貴族政治であろうと、コモン・ウェルス

の立法者は、主権者だけなのである [Hobbes 1991=1992 [二]: 165]。

以上のことから、ホッブズの「自然権の放棄」の主旨が、全成員の代表である主権者が作成した法に従って、各人が生命の維持を目指すことにあることが理解できよう。

3-2. アーキテクチャによる規制の特異性

ホッブズの自由の特徴は、「生の安全」が目的であり、そのためには、主権者の裁量によって、個人の自由の領域の伸縮が可能なことであった。同じく、アーキテクチャによるリスク管理においても、アーキテクチャによる個人の自由の制約は、「生の安全」を保障するものとして正当化されている。両者における自由の差異は、どこにあるのであろうか。

両者の差異は、第一に、自由を規制するものに対する認識の有無にある。ホッブズの時代の法や規範による規制と、アーキテクチャによる規制では、その規制の質が全く異なる。なぜなら、レッシグが、「アーキテクチャと市場は先に規制する。法や規範は、後払いだ」[Lessig 1999=2001: 434] と述べているように、法や規範による規制は、その対象者に対する制裁が事後的なのに対して、アーキテクチャによる規制は、その対象者に対する制裁が事前のだからである。アーキテクチャによる規制は、その対象者が選択を行使する以前に効力を発揮している。

それでは、アーキテクチャによる規制が、事前的に効力を発揮する理由とは何なのであろうか。その理由は、アーキテクチャによる規制が、何よりも個人に対する内面化を必要としない点にある。「アーキテクチャは、主観化がまっ

たくなくても制約できる。鍵は、鍵がドアをブロックしているのを泥棒が知らなくても、泥棒を制約する」[Lessig 1999=2001: 436]。つまり、アーキテクチャによる規制は、環境そのものに埋め込まれているため、その存在を規制の対象が認識していなくても、半ば強制的に作用するのである。

ホッブズの自由と、アーキテクチャによるリスク管理における自由の差異は、第二に、ホッブズの自由を規制する者が、全成員の代表である主権者であったのに対して、アーキテクチャにおける自由を規制する者が、私的利益を追求する企業であるという点である。ホッブズが想定する主権者は、主権の全面譲渡を求めることから、「絶対王政の擁護」という批判があるものの、その前提は「国民主権」にある。全成員の代表が唯一の主権者であり、その主権者が自由を規制するのである。それに対して、アーキテクチャを構築する企業は、その構成員も利益享受者もごく一部の人間である。さらに、企業の数だけ存在するアーキテクチャは、私的利益を追求するため、恣意的に改変することが可能なのである⁽¹²⁾。

こうしたアーキテクチャによる規制は、リスク社会において勢いを増している。その理由として、第一に、低コストで効果的なリスク管理が可能な点が挙げられる。法や規範と比較して、アーキテクチャは、規制そのものを作り出すことが容易である。そのため、規制そのものを迅速かつ経済的に作り出すことが可能なのである。さらに、アーキテクチャは、個人に対する内面化が不要なため、個人に規律を認知させ、教育するコストを不要とし、その規制も強制的で効果的なのである。

規律と訓練の対象として個人を捉え、リスクを事後的に処理することを目標とする従来の規制とは異なり、リスク社会では個人をリスクの構成要素の一つとして捉え、リスクを事前的に処理することが目標とされている。ドゥルーズは、個人に禁止を課す「規律社会」から、個人に自由を奨励することによって権力作用が発動する「管理社会」への移行を考察しているが [Deleuze 1990=1996]、アーキテクチャの普及は、まさにこの管理社会化と対応関係にあるといえよう。

アーキテクチャによる規制が台頭する理由として、第二に、私的利益の追求に依拠した規制が可能な点が挙げられる。すでに紹介したように、テーマパークやショッピングモールでは、利用者の安全を確保することはもとより、非日常性の体験を提供するために、アーキテクチャが利用されている。アーキテクチャは、衛生的で均質な消費空間を構築すると同時に、消費意欲を刺激する不可視の装置として機能しているのである。

4. 不可視化する自由の制限

4-1. リスクの不平等化

ベックは、富める者も力を持つ者もリスクを前にしては安全ではなく、「それが及ぶ範囲内で平等に作用し、その影響を受ける人々を平等化する」 [Beck 1986: 48=1998: 51] と述べている。しかし、予防的措置を極大化するリスク社会の進展は、「リスクの平等化」よりも「リスクの不平等化」を推し進めている⁽¹³⁾。

ゲートやフェンスによって玄関口が管制された住宅街区であるゲートッド・コミュニティは、アメリカでその数を急速に伸ばしており、

その概念は、日本でも「セキュリティタウン」という名のもとで輸入されている。

また、現在のイギリスにおいて最大のボランティア運動となっている「近隣警戒」⁽¹⁴⁾は、被害のリスクが低く環境も良い富裕層のコミュニティで組織化が進み、その反対に、犯罪が多発し環境も荒廃した貧困層のコミュニティでは、なかなか組織化が進まないという、矛盾した現実と直面している [伊藤 2003]。日本においても、「街の安全」というスローガンの下で形成される「防犯ボランティア団体」の増加が著しいが、これらの自主的な防犯活動も、主に犯罪の発生率が低い高級住宅街で活発な傾向にある⁽¹⁵⁾。

福祉国家の弱体化とリスク社会化が同時に進む社会では、国家によるリスク管理に依拠した「公助によるリスク管理」が弱体化し、個人によるリスク管理に依拠した「自助によるリスク管理」が支配的となっている。公助によるリスク管理とは、「再分配」に基づいたリスク管理であり、中央政府や地方政府などの中心的主体がリスクの再分配を行うことである。他方、自助によるリスク管理とは、「交換」に基づいたリスク管理であり、貨幣を介した等価交換を前提としたリスク管理である。自助によるリスク管理は、市場原理と親和性が高く、私的サービスの購入が可能な「低リスク集団」と、購入が不可能な「高リスク集団」に二極化する現象を生み出している⁽¹⁶⁾。

自助による「生の安全」の追求は、一部の人間にリスクを押し付ける「リスクの不平等化」を前提としている。ここで追求されている安全とは、他者を喪失した「<私的な>生の安全」である。価値観を共有できないもの、異質なも

の、予測不可能なものを排除した私的空間を構築することが、「生の安全」の追求なのである。「生の安全」と「自由」を同一視し、リスク管理が強化されていく過程で、自由の意義は、「生の安全」の追求から、「私的空間」の追求へと転換している。

自助によるリスク管理は、生活空間を分断化し、人々の関心を内部志向的にする。生活空間の分断化は、生活空間の外に存在する他者やリスクの存在を視界から締め出し、外部に対する無関心を促進する。自助によるリスク管理を求める圧力は、「個人的な関心」に基づいた生活空間の構築に拍車をかけ、「個人的な関心」と「非個人的な関心」の断絶を招いているのである。

4-2. 「自由を感じる」と「自由であること」

ワインスタインは、「自由あるいは不自由を感じる」と「自由あるいは不自由であること」について考察している [Weinstein 1965]。

「己の欲していることに障害があるならば、不自由を強く実感するかもしれない。しかし、己の欲していない行為に障害があったとしても、不自由を軽く感じる、あるいは一瞬だけ不自由を感じるだけである」 [Weinstein 1965: 156]。

ワインスタインが自由において重視するのは、欲望の強弱である。自由を感じるのは、欲望の強い行為に対して障害が存在しない時であり、同様に、不自由を感じるのは、欲望の強い行為に対して障害が存在する時である。反対に、欲望の弱い行為に対しては、障害が存在しなくても自由を実感しにくく、障害が存在して

も不自由を実感することは難しい。ワインスタインによれば、「自由あるいは不自由を感じる」と「自由あるいは不自由であること」は異なるのである。

以上のことから、消極的自由の概念には、重要な二つの意味が含まれていることがわかる。第一に、したいことをなすうことであり、第二に、他人から妨害を受けないことである [小川 1985: 60-61]。

以下では、これら自由の二つの要素を軸としながら、「個人化における自由」と「アーキテクチャによる規制の下での自由」を再度考察する。

まず、個人化における自由から再考しよう。個人化による解放は、多種多様な選択肢を個人に提示しているが、市場原理に基づいた選択肢の拡大は、それらの選択肢にアクセスできる者を一部の人間に限定してしまう。「アクセス不可能な選択肢」が存在するという問題は絶えず先送りされ、その選択肢にアクセスできなかったことで被る損害のみが、「自由な自己決定の帰結」として現れる。つまり、個人化における「したいこと」とは、「アクセス可能な選択肢」の中から「したいこと」を選択する行為に変容している。さらに、「選択肢の拡大」を担保に「自己責任」を要求するレトリックの下では、「他人による障害」の存在も、個人的に解決すべき問題として処理されるのである。

次に、アーキテクチャによる規制の下での自由を再考しよう。アーキテクチャによる規制の下では、個人の選ぶべき選択肢はあらかじめ提示されている。常にわれわれを先回りして、次々と「最良の選択肢」を用意しているのである。すなわち、アーキテクチャによる規制の下

での「したいこと」とは、「提示された選択肢」をそのまま選択する行為なのである。また、個人が選択を行使する以前から、事前的に効果を発揮するアーキテクチャの下では、自由の制限が不可視でその存在を実感することが困難である。そのため、不自由を感じる機会も強制的に排除されている。

リスク社会においては、リスク管理の過程で「潜在的な選択」[Berlin 1958=1971: 58]がリスクと共に排除されている。リスク管理という厚いフィルターを通過した後では、「提示された選択肢を消極的に選び取る行為」が、「自由な自己決定に基づいた行為」へと変容しているため、われわれは「したいことをなしている」という感覚を獲得できている。また、自由に対する制限も不可視化が進んでいるため、われわれは「他人による障害が存在しない」という感覚も獲得できている。しかし、ワインスタインが考察しているように、「自由を感じること」と「自由であること」は異なるのである。

結びにかえて

選択の自由を担保に自己責任を要請する個人におけるリスク管理と、アーキテクチャによる規制に代表される強制的なリスク排除は、相互補完的な関係を維持しながら、予防的措置を極大化している。個人化は、伝統的な拘束から個人を解放し、個人の選択肢の拡大をもたらした。しかし、市場原理に依拠した選択肢の拡大は、一部の選択肢にアクセスできない人々を生み出している。また、不可視のアーキテクチャによる規制は、個人の内面化が不要なため、強制的に効力を発揮するものの、その自由の制限を個人が意識化できないという問題がある。そ

して何よりも、あらゆる損害を「自由な自己決定の帰結」として個人に帰責する、リスク社会のシステムそのものが、個人の自由の最大の障害となっている。

リスク対策の主体が個人に移ることによって、「生の安全」は、個人的に選択し、個人的に獲得するものへと変容した。そこで人々は、「生の安全」を獲得するために自らの生活を囲い込むが、そうした私的空間の追求が、「生の安全」そのものを脅かすというパラドックスが生じている。安全な私的空間の追求というミクロな次元での部分の最適化が、「生の安全」のゆらぎというマクロな次元での問題を引き起こしている。

自由に対する不可視の制限によって、われわれの自由は着実に侵食されている。しかし、こうした自由の制限は、「自由を感じること」によって認識することができない状態にある。リスク社会では、「自由を感じること」によって、「自由であること」の問題が隠蔽されているのである。

自由に対する制限が、個人の自由を保障するものであろうと、侵害するものであろうと、自由の制限を可視化していく作業が必要であろう。なぜなら、それは、自由を制限するシステムやアーキテクチャの妥当性を問い直すための前提条件だからである。「自由であること」は、自由に対する制限や負荷への意識を基盤として成立するのである。

[投稿受理日2007.09.21/掲載決定日2007.11.29]

注

- (1) アーキテクチャによる規制の説明として、レッシングはカーステレオの例を挙げている。カーステレオ盗難が問題になっている場合、カーステレオ泥棒に対する罰則を強化することで、盗難を防止することができよう。しかし、カーステレオが特定の車から取り外された時点でセキュリティロックが発動し、カーステレオが機能しなくなるようなアーキテクチャが設計されていれば、刑罰の脅しと同様に、カーステレオ盗難を抑止する手段として有効になるかもしれない [Lessig 1999=2001: 162]。
- (2) 「観光は通常・日常と非日常との基底的二項対立から生じる」[Urry 1990=1995: 21] とアーリが述べているように、観光地として消費されるテーマパークは、日常と非日常の二項対立から生じ始めている。
- (3) アーリは、ショッピングモールから排除される人々を「社会的汚染」と呼んでいる。社会的汚染には、「アルコール中毒者、ホームレス、売春婦、麻薬使用者、スリ、危険なドライバー、十代のギャングだけでなく、場合によってはその他のツーリスト」も含まれる [Urry 1995=2003: 313-4]。
- (4) ライアンによれば、監視とは、「個人の身元を特定しうるかどうかはともかく、データが集められる当該人物に影響を与え、その行動を統御することを目的として、個人データを収集・処理するすべての行為」[Lyon 2001=2002: 13] を意味する。
- (5) 「二つの自由概念」は、1958年にオックスフォードで行われた、バーリンの教授就任演説を出版したものである。1958年という時代背景から、バーリンが念頭に置いているのは、ファシズムや共産主義などの全体主義である。
- (6) バーリンは、積極的自由を重視する思想家としてルソーの名前を挙げている。ルソーによれば、「一般意志」とは、「つねに正しく、つねに公の利益を目ざす」[Rousseau 1954=1954: 146] ものであり、「一般意志に従うこと」と「自由になること」は同一である。一般意志に従うことによって自由が実現するというルソーの理論は、確かに強制的自由への転化を連想させるものである。しかし、積極的自由の理論が抑圧の理論に転化する際に重要な「自己実現説」はルソーの思想には登場しない。また、少数者による強制的支配を正当化する

積極的自由の理論と、立法への全員参加を前提とするルソーの強制的自由の理論は、明らかに異なるものといえよう [提林 1998: 64-5]。

- (7) 「内なる岩への退却」の一例として、バーリンは「禁欲主義者、静寂主義者、ストア派の哲人、仏教の賢者等の伝統的な自己解放のやり方」を挙げている [Berlin 1958=1971: 326]。
- (8) 積極的自由に厳しい批判を加えたバーリンであるが、消極的自由を一方向的に擁護しているわけではない。バーリンは、積極的自由が消極的自由と「同等の権利をもつ究極的価値」であることを認めている [Berlin 1958=1971: 381]。
- (9) 「開かれているドア」の量の問題に重点を置き過ぎているとはいえ、バーリンは自由の質の問題に対して全く配慮がなかったわけではない。バーリンは、「すべてのドアが等しい価値をもつわけではなく、またドアの外にある道がどんな機会を提供するかは、それぞれ異なっている」ことを指摘している [Berlin 1958=1971: 73]。
- (10) この他にも、消極的自由に対する批判としては、消極的自由を制約する強制が「他人の故意の干渉」[Berlin 1958=1971: 305] に限定されている点が挙げられる。井上は、自己の抑えがたい衝動、能力の欠損などの「行為主体に属する要因」が障害に含まれないのならば、消極的自由は積極的自由に転化してしまうと批判している。「自由の有無の問題は自由の侵害に対する責任者の有無の問題とは概念的に異なる」のである [井上 1998: 23]。
- (11) スタイナーによれば、自由に対する障害とは、ある行為を物理的に不可能とするような障害が存在する時のみであり、極めて限定された「障害」の定義を提示している [Steiner 1974: 33]。
- (12) アーキテクチャが恣意的に改変された一例として、中国版Googleの検閲問題が挙げられよう。中国版Googleでは、検索結果の表示に対して中国政府当局が制限を加えている。したがって、「天安門」と検索ワードを入力しても、天安門事件に関わる記事は表示されない。
- (13) ベックは、リスクが社会的な格差や区別を相対化すると考える一方で、「富は上方に、リスクは下方に」集中する傾向が依然存在し、階級社会とリスク社会の間には重なり合う点が多いことを認めている [Beck 1986: 48=1998: 51]。
- (14) イギリスの近隣警戒は、2000年の時点で、活動

組織数が15万5000組織、加入世帯数が600万世帯にまで拡大している。600万帯という数は、イギリスの全世帯数の27%にも及んでおり、現在のイギリスにおいて最大のボランティア運動となっている [Sims 2001]。

- (15) 高級住宅街の成城では、住民が主体的に防犯カメラを設置しており、その数は400台を突破している [朝日新聞 2007年2月10日 夕刊]。
- (16) リスクの不平等化が進行しつつある中、公園や公共交通機関、公立学校や公営住宅、公的な社会制度などが、「安全ではないもの、頼りにならないもの、劣悪なもの」といった否定的なイメージで眺められつつある [齋藤 2005b: 142]。

参考文献

- Barber, Benjamin. R., 2001, "Malled, Mauled, and Overhauled: Arresting Suburban Sprawl by Transforming Suburban Malls into Usable Civic Space", Marcel Hénaff and Tracy B Strong (ed.), *Public Space and Democracy*, University of Minnesota Press.
- Bauman, Zygmunt., 2000, *Liquid Modernity*, Polity Press. (=2001, 森田典正訳『リキッド・モダニティ——液状化する社会』大月書店。)
- Beck, Ulrich., 1986, *Risikogesellschaft auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp. (=1998, 東廉・伊藤美登里訳『危険社会——新しい近代への道』法政大学出版局。)
- 1997, *Was ist Globalisierung: Irrtümer des Globalismus: Antworten auf Globalisierung*, Suhrkamp. (=2005, 木前利秋・中村健吾監訳『グローバル化の社会学——グローバリズムの誤謬——グローバル化への応答』国文社。)
- 1997, *Weltrisikogesellschaft, Weltöffentlichkeit und globale Subpolitik*, Picus. (=2003, 島村賢一訳『世界リスク社会論——テロ、戦争、自然破壊』平凡社。)
- Beck, Ulrich., Anthony Giddens and Scott Lash, 1994, *Reflexive Modernization: Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*, Polity Press. (=1997, 松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳『再帰的近代化——近現代における政治、伝統、美的原理』而立書房。)
- Berlin, Isaiah., 1958, "Two Concept of Liberty", *Four Essays on Liberty*, Oxford University Press. (=1971, 小川晃一[ほか]訳「二つの自由概念」『自由論』みすず書房。)
- Blakely, Edward. J., and Mary Gail Snyder, 1997, *Fortress America: Gated Communities in the United States*, The Brookings Institution. (=2004, 竹井隆人訳『ゲートテッド・コミュニティ——米国の要塞都市』集文社。)
- Bonß, Wolfgang., 1991, "Unsicherheit und Gesellschaft: Argumente für eine soziologische Risikoanalyse", *Soziale Welt*, vol.42 (2): 258-277.
- Deleuze, Gilles., 1990, *Pourparlers: 1972-1990*, Editions de Minuit. (=1996, 宮林寛訳『記号と事件——1972-1990年の対話』河出書房新社。)
- Giddens, Anthony., 1999, *Runaway World: How Globalization is Reshaping Our Lives*, Profile Books. (=2001, 佐藤隆光訳『暴走する世界——グローバリゼーションは何をどう変えるのか』ダイヤモンド社。)
- Gray, John., 1989, *Liberalisms: Essays in Political Philosophy*, Routledge. (=2001, 山本貴之訳『自由主義論』ミネルヴァ書房。)
- Hobbes, Thomas., 1991, *Leviathan*, Tuck, Richard (ed.), Cambridge University Press. (=1992 [一], 1992 [二], 1982 [三], 1985 [四], 水田洋訳『リヴァイアサン』岩波書店。)
- 井上達夫, 1998, 「講義の7日間——自由の秩序」井上達夫[ほか]編『岩波新・哲学講義7 自由・権力・ユートピア』岩波書店。
- 伊藤康一郎, 2003, 「安全の市場化——リスク社会における犯罪予防」『犯罪と非行』136: 102-121頁。
- Lessig, Lawrence., 1999, *Code and Other Laws of Cyberspace*, Basic Books. (=2001, 山形浩生・柏木亮二訳『Code——インターネットの合法・違法・プライバシー』翔泳社。)
- Luhmann, Niklas., 1990, "Risiko und Gefahr", *Soziologische Aufklärung*, vol.5: 131-169, Westdeutscher Verlag.
- 1991, *Soziologie des Risikos*, Walter de Gruyter, Rhodes Barrett (trans), 1993, *Risk: A Sociological Theory*, Aldine de Gruyter.
- Lyon, David., 2001, *Surveillance Society: Monitoring Everyday Life*, Open University Press. (=2002, 河村一郎訳『監視社会』青土社。)
- Mill, John. Stuart., 1859, *On Liberty*. (=1971, 塩尻公明・木村健康訳『自由論』岩波書店。)
- 内閣府, 2007, 「国民生活に関する世論調査」。

- 小川晃一, 1985, 「バーリンの自由論 (一)」『北大法学論集』36 (1/2): 39-83頁。
- 1986, 「バーリンの自由論 (二)」『北大法学論集』36 (4): 1239-1289頁。
- Ritzer, George., 1998, *The McDonaldization Thesis: Explorations and Extensions*, Sage. (=2001, 正岡寛司監訳『マクドナルド化の世界——そのテーマは何か?』早稲田大学出版部。)
- Rousseau, Jean-Jacques., 1954, *Du contrat social ou principes du droit politique*, Editions Garniers Freres. (=1954, 桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』岩波書店。)
- 齋藤純一, 2005a, 「都市空間の再編と公共性」植田和弘 [ほか] 編『岩波講座 都市の再編を考える 第1巻 都市とは何か』岩波書店。
- 2005b, 『自由』岩波書店。
- 酒井隆史, 2001, 『自由論——現代性の系譜学』青土社。
- 関口正司, 1991, 「二つの自由概念 (上)」『西南学院大学法学論集』24 (1): 1-57頁。
- 1992, 「二つの自由概念 (下)」『西南学院大学法学論集』24 (3): 43-107頁。
- 芹沢一也, 2006, 『ホラーハウス社会——法を犯した「少年」と「異常者」たち』講談社。
- Shearing, Clifford. D., and Philip C Stenning, 1985, "From Panopticon to Disney World: The Development of Discipline", Anthony N Doob and Edward L Greenspan (eds.), *Perspectives in Criminal Law: Essays in Honour of John LL. J. Edwards*, Canada Law Books, pp.335-49.
- 渋谷望, 2003, 『ネオリベラリズムの権力論』青土社。
- Sims, Lorraine., 2001, "Neighbourhood Watch: Findings from the 2000 British Crime Survey", *Home Office Research Findings*, No. 150, Home Office.
- Steiner, Hillel., 1974, "Individual Liberty", *Proceedings of the Aristotelian Society*, vol.75: 33-50.
- Taylor, Charles., 1979, "What's Wrong with Negative Liberty", Alan Ryan (ed.), *The Idea of Freedom*, pp.175-193. Oxford University.
- 富永健一, 2001, 『社会変動の中の福祉国家——家族の失敗と国家の新しい機能』中央公論新社。
- 堤林剣, 1998, 「自由のパラドックス——ルソー・コンスタン・バーリン」『思想』883: 57-78頁。
- Urry, John., 1990, *The Tourist Gaze: Leisure and Travel in Contemporary Societies*, Sage. (=1995, 加太宏邦訳『観光のまなざし——現代社会におけるレジャーと旅行』法政大学出版局。)
- Weinstein, W. L., 1965, "The Concept of Liberty in Nineteenth Century English Political Thought", *Political Studies*, vol.13: 145-162.
- Young, Jock., 1999, *Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*, Sage. (=2007, 青木秀男 [ほか] 訳『排除型社会——後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版。)